

監査公表第 28 号（令和 5 年 3 月 10 日、県公報第 380 号登載）
令和 4 年 5 月 10 日から令和 4 年 8 月 5 日実施
随時監査（1 次分）の結果に基づく措置通知（令和 4 年度）

監査公表第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した随時監査の結果（令和 4 年 11 月 14 日 4 監総第 424 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 10 日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	大	島	道	人

4 教財第 1 2 9 1 号
令和 5 年 2 月 2 0 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 大 島 道 人 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 4 年 11 月 14 日 4 監総第 4 2 4 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	県外宿泊出張旅費について、宿泊料、朝食代、夕食代及び宿泊雑費の算定を誤ったため、支給過大となっていた。	支給過大となっていた出張旅費については、当該職員から返納させた。 所属長から出納員に対し、出張旅費の支出における複数名の職員によるチェックの徹底を指示し、再発防止を図ることとした。 出納員は、県外及び宿泊を伴う出張旅費の支出に際しては、出張命令書の計算内容や添付書類等について、複数の職員による相互チェックを確実に実施することとした。 教育委員会としても、再発防止のため、各所属に対し、本件を含む監査における指導事項等一覧表を添付した通知文書を発出し、適正な会計事務処理を徹底させることとした。

	<p>劇物薬品について、毒物劇物管理簿と現物の残量が一致せず、適正な管理がなされていないかった。</p>	<p>所属長から管理責任者(教頭)及び管理担当者(理科教員)に対し、劇物薬品の取り扱いに当たっては、毒物劇物危険防止規定を遵守し、適正な管理を徹底するよう指示し、再発防止を図ることとした。</p> <p>管理担当者は、劇物薬品を使用した場合は毒物劇物管理簿(以下「管理簿」という。)に使用した日付と数量を速やかに記入することを徹底することとした。</p> <p>管理担当者及び管理責任者は、管理簿と現物との照合作業を少なくとも毎学期末に実施することとした。</p> <p>教育委員会としても、再発防止を図るため、各所属に対し、本件を含む監査における指導事項等一覧表を添付した通知文書を発出し、毒物及び劇物の適正な保管・管理を徹底させることとした。</p> <p>また、本庁主務課は、年1回学校を訪問し、管理簿と現物との残量照合を行うこととした。</p>
--	--	--